特別清算終結

令和8年（ヒ）第1号

徳島県徳島市佐古三番町５番８号
清算株式会社　株式会社ｓｏｒａ
１　決定年月日　　令和８年５月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第４号

長崎県佐世保市木原町1897番地１
清算株式会社　株式会社日本窯業工芸
代表清算人　横石　次郎
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所佐世保支部

令和７年（ヒ）第２０６１号

東京都港区六本木三丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ－ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
１　決定年月日　令和８年５月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００６号

福岡市博多区浦田一丁目１番１号
清算株式会社　エージェイ物産株式会社
代表清算人　　坂本眞一
１　決定年月日　令和８年５月２５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者坂本隆及び同ブルーウェーブやまぐち合同会社を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、下記の金員を弁済する。
記
(1)　協定債権者　株式会社山口銀行　8,980,300円
(2)　協定債権者　西中国信用金庫　750,085円
(3)　協定債権者　株式会社日本政策金融公庫　667,579円
(4)　協定債権者　東京信用保証協会　307,251円
(5)　協定債権者　山口県信用保証協会　4,272,073円
２　本件各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　協定債権者坂本隆及び同ブルーウェーブやまぐち合同会社は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙弁済基準額欄記載の金額の割合に応じて弁済する。この場合、本件各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３０１２号

大阪府東大阪市水走三丁目９番地30
清算株式会社　山勝運輸株式会社
代表清算人　山本　律子
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始